

図表 18 産業廃棄物の不法投棄状況 (政令市を除く。)

イ 第3次計画の産業廃棄物削減目標進捗状況

最終処分率については、令和元年度は目標値を0.5%上回っています。

現計画における同様の対策を講じた場合、目標年度の令和3年度において、目標値(上限値)を上回る見込みです。

これは、建設業工事件数の増加による混合廃棄物の最終処分量の増加が原因と考えられます。

図表 19 第3次計画の削減目標と実績

項目	基準値	実績値				目標値
	平成25年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	3年度
最終処分率(%)	1.8	2.3	2.2	2.2	2.3	1.8

### (3) 県民意識の状況

今後の循環型社会の形成に向けた施策の参考とするため、令和2年度に県政インターネットモニターアンケート調査を実施し、循環型社会形成に関する県民の意識と行動を調査しました。

#### ア 調査概要

- ・調査時期 令和2年7月27日(月)から8月9日(日)まで
- ・調査対象 令和2年度県政インターネットモニター 609名
- ・調査方法 ごみ問題、3R等に関する11問の選択回答式設問について、インターネットを利用したアンケート調査を実施
- ・回答者数 565人(回答率:92.8%)

#### イ 調査結果概要

##### (ア) ごみ削減のための行動

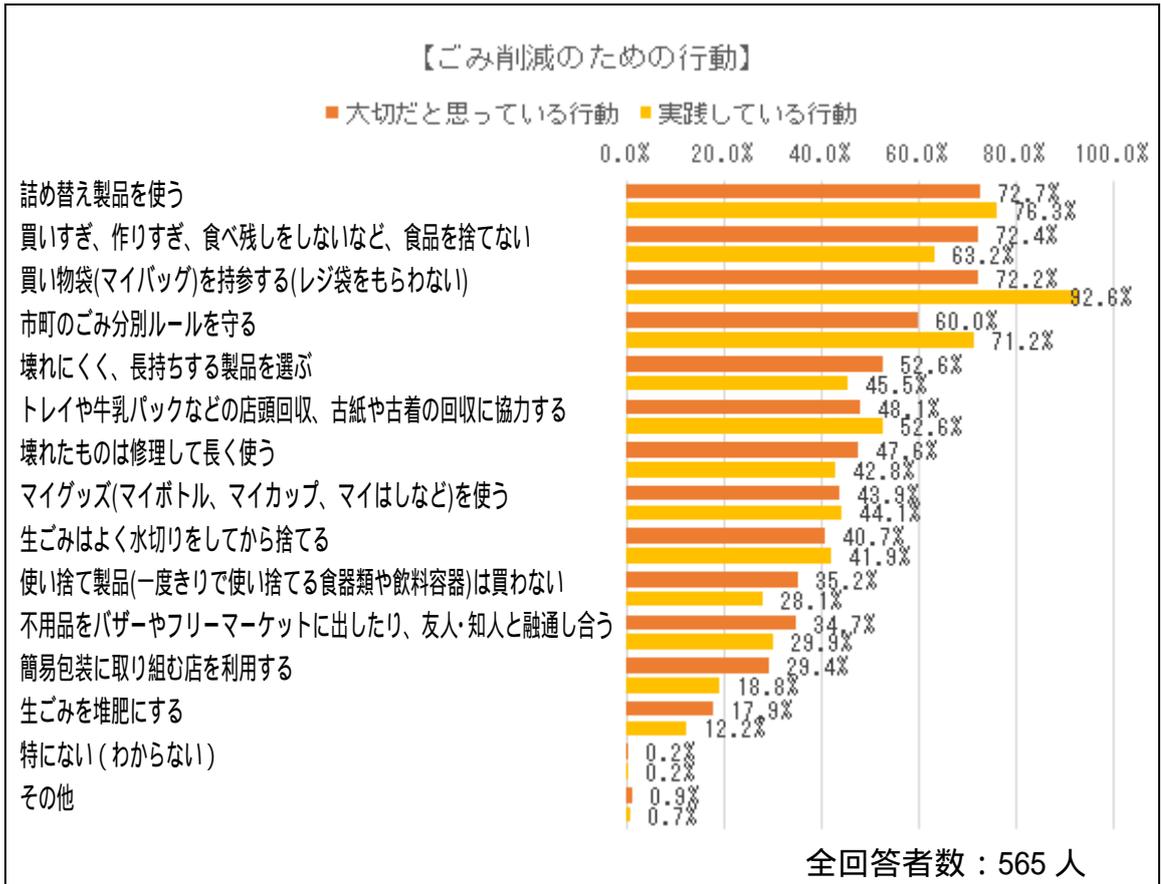
「詰め替え製品を使う」、「マイバッグを持参する」、「買いすぎないなど、食品を捨てないようにする」、「トレイ等の店頭回収、古着等の回収に協力する」等の行動については、実施している割合が高くなりました。

一方、「市町のごみ分別ルールを守る」、「壊れたものは修理して長く使う」、「壊れにくく、長持ちする製品を選ぶ」等の行動については、実施している割合が低くなりました。

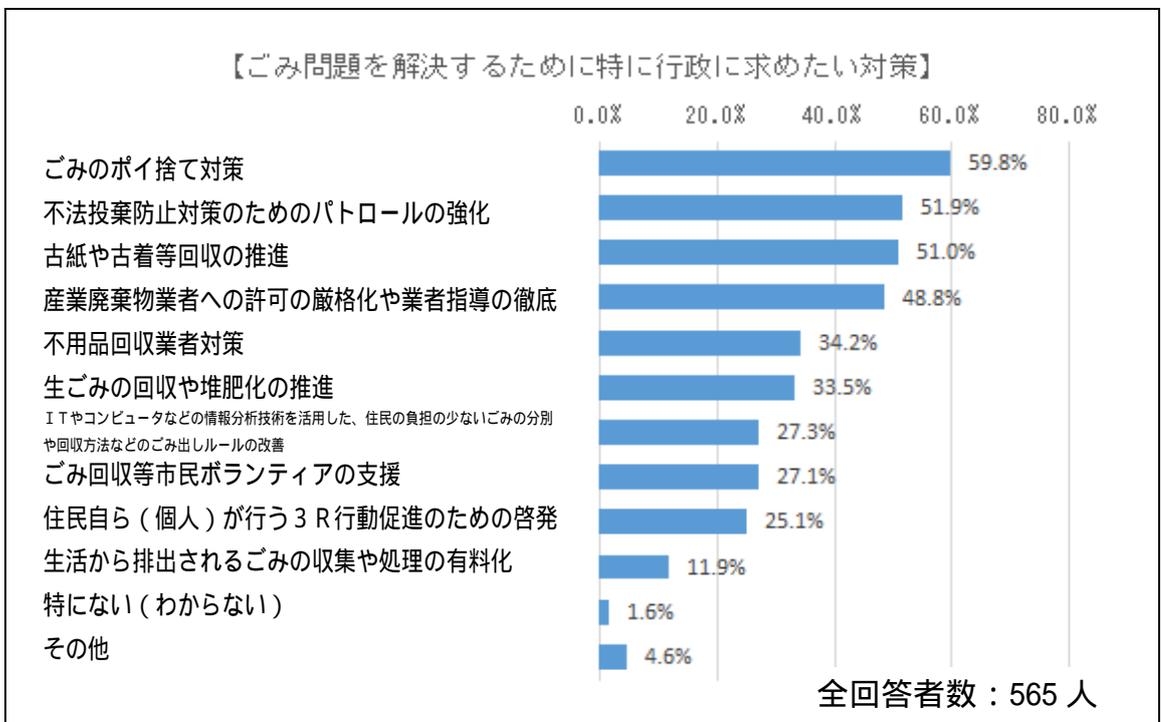
##### (1) 行政に求めるもの

「ごみのポイ捨て対策」がトップで59.8%の高い回答となりました。

「不法投棄防止対策のためのパトロールの強化」が51.9%、「古紙や古着等回収の推進」が51.0%、「産業廃棄物業者への許可の厳格化や業者指導の徹底」が48.8%、「不用品回収業者対策」が34.2%と続きました。



図表 20 県政インターネットモニターアンケート結果(1)



図表 21 県政インターネットモニターアンケート結果(2)

コラム（案）（観光地のごみ事情）

### 3 食品ロス

#### (1) 国内外の状況

##### ア 概要

##### (ア) 世界

人口が急増し 2050 年には約 97 億人に達し、飢えや栄養の問題で苦しむ人々は約 8 億人に上ると推計されています。

食料廃棄量は年間約 13 億トンと推計されています。また、人の消費のために生産された食料の約 3 分の 1 が廃棄されているといわれています。

2015 年に国連で採択された SDGs においても、「目標 12.持続可能な生産消費形態を確保する」が掲げられ、食料ロスの削減が世界的に重要な課題となっています。

##### (イ) 日本

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、年間 600 万トン（2018 年度）という大量の食品ロスが発生しています。これは国連世界食糧計画（WFP）による食料援助量（約 420 万トン、2019 年）の 1.4 倍に上っています。

・国民 1 人当たり 1 日約 130g（茶わん約 1 杯のごはんの量に相当）

年間約 47kg（年間 1 人当たり米の消費量約 54kg に近い）

食料自給率（カロリーベース）は 37%（2018 年度）と低く、食料を海外からの輸入に大きく依存しています。家計における食費は、消費支出の 4 分の 1 を占めています。また、7 人に 1 人の子供が貧困状態という深刻な状況にあり、食事に困る子どももいます。

2019 年に食品ロス削減推進法が施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携して、国民運動として食品ロスの削減を推進することが明記されました。

私たち一人ひとりが主体的に食品ロスの削減に取り組み、食品を無駄にしない意識づくりをしていき、まだ食べることができる食品については廃棄することなく必要とする人々に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要です。

##### イ 全国の食品ロスの発生状況等

食品廃棄物等と、そのうちまだ食べることができる食品（可食部分）と考えられる食品ロスは、一般家庭から排出された「家庭系」と、食品関連事業者等から排出された「事業系」に大きく二分されます。

食品ロス量は、2018 年度の推計によると、全体では 600 万トンであり、うち、家庭系では 276 万トン、事業系では 324 万トンとなります。

家庭系と事業系の食品ロス量を比較すると、発生量は概ね半々です。食品廃棄物等に占める食品ロス量の割合では、家庭系が事業系の約 2 倍となってい

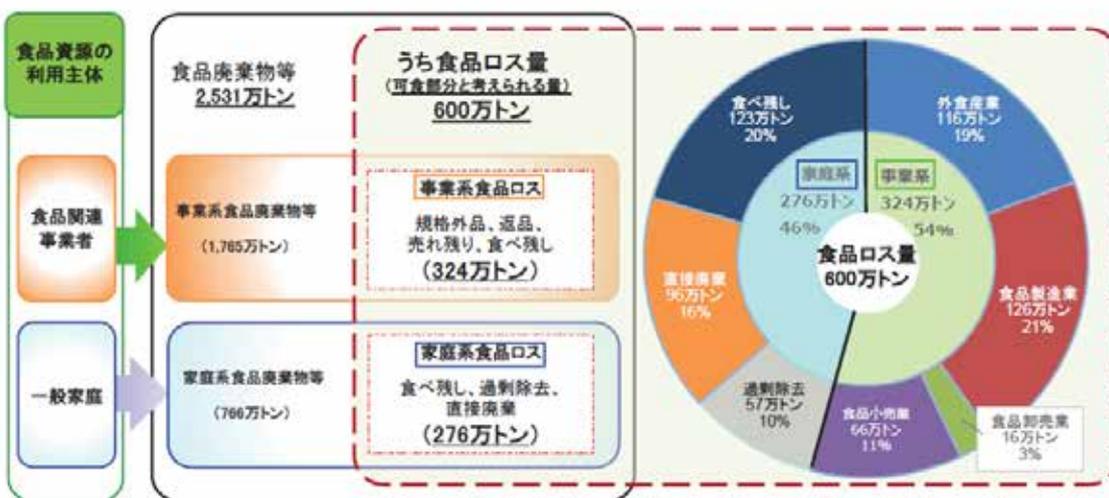
ます。

食品ロスの発生要因としては、家庭系は食べ残しが約4割となっており、事業系は食品製造業と外食産業がそれぞれ全体の約4割を占めています。

国は、食品ロスの削減の目標として、食品ロス量を家庭系、事業系ともに2000年度比で2030年度までに半減させるとしています。

## ● 食品ロスの発生要因

### 食品廃棄物等の発生状況と割合 <概念図>



資料:農林水産省及び環境省「平成30年度推計」

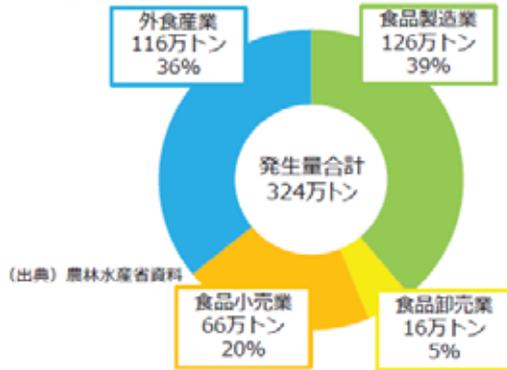
【参考】 産業廃棄物の総排出量は3億8,354万トン(平成29年度)、一般廃棄物の総排出量は4,272万トン(平成30年度)  
資料:環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」、「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」

## 発生要因の内訳

- 我が国の食品ロスは**600万トン** ※農林水産省・環境省「平成30年度推計」
- 食品ロスのうち**事業系は324万トン**、**家庭系は276万トン**であり、食品ロス削減には、**事業者、家庭双方の取組が必要**。

### 事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳

(平成30年度)



#### 製造・卸・小売事業者

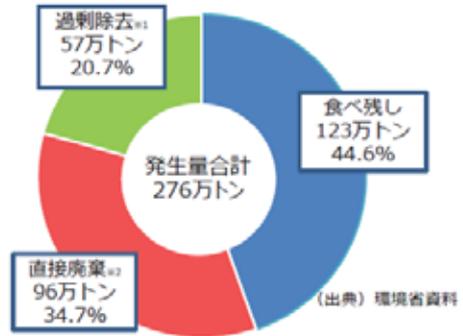
○製造・流通・調理の過程で発生する**規格外品、返品、売れ残り**などが食品ロスになる

#### 外食事業者

○作り過ぎ、**食べ残し**などが食品ロスになる

### 家庭系食品ロスの内訳

(平成30年度)

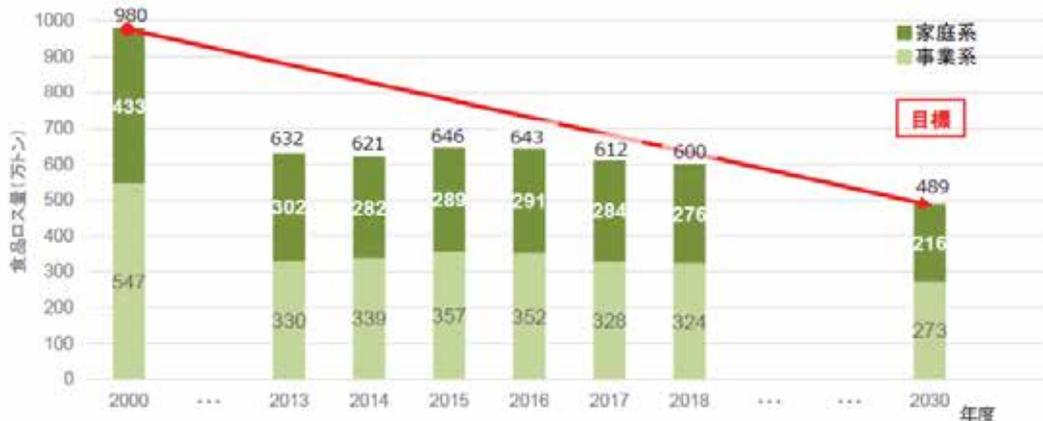


※1: 野菜の皮を厚くむき過ぎるなど、食べられる部分が捨てられている  
 ※2: 未開封の食品が食べずに捨てられている

7

## 食品ロス量の推移と削減目標

2030年度に、2000年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも**半減**できるよう取組を推進。



年度	2000	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2030
家庭系	433	302	282	289	291	284	276	216
事業系	547	330	339	357	352	328	324	273
合計	980	632	621	646	643	612	600	489

(農林水産省及び環境省 推計)  
 取組効果により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

(農林水産省及び環境省 推計)

21

(出典：消費者庁「食品ロス削減関係参考資料(令和3年6月14日版)」)

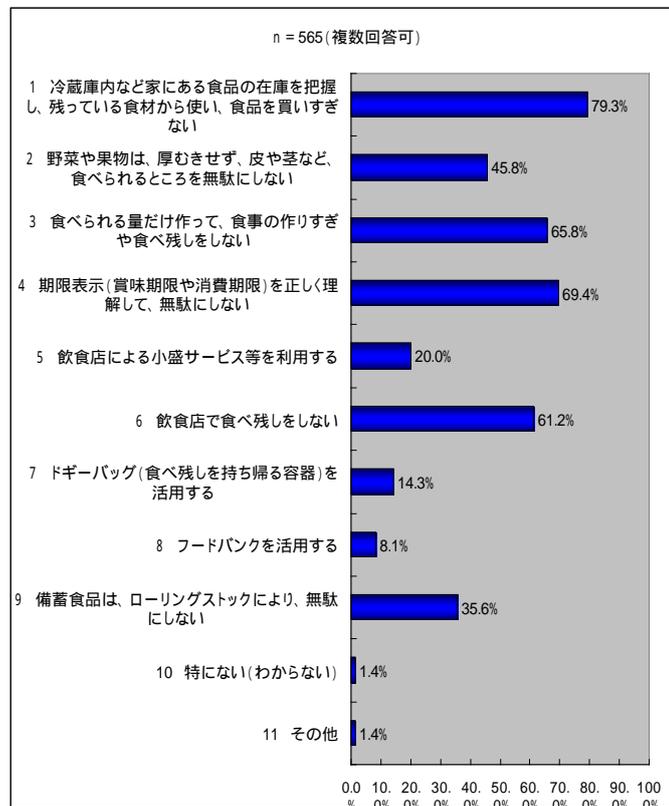
## (2) 本県内の状況

### ア 概要

#### (ア) 県民（消費者）の取組状況

令和2年夏に行った第6回県政インターネットモニターアンケート(回答者数565人、回答率92.8%)で、食品ロスを削減するために実際に行っていることを聞きました。

回答では、「冷蔵庫内など家にある食品の在庫を把握し、残っている食材から使い、食品を買いすぎない」の実践率は約8割、「期限表示(賞味期限や消費期限)を正しく理解して、無駄にしない」「食べられる量だけ作って、食事の作りすぎや食べ残しをしない」「飲食店で食べ残しをしない」は6割台でした。しかし、「飲食店による小盛サービス等を利用する」は約2割、「ドギーバッグ(食べ残しを持ち帰る容器)を活用する」「フードバンクを活用する」は1割前後にとどまりました。

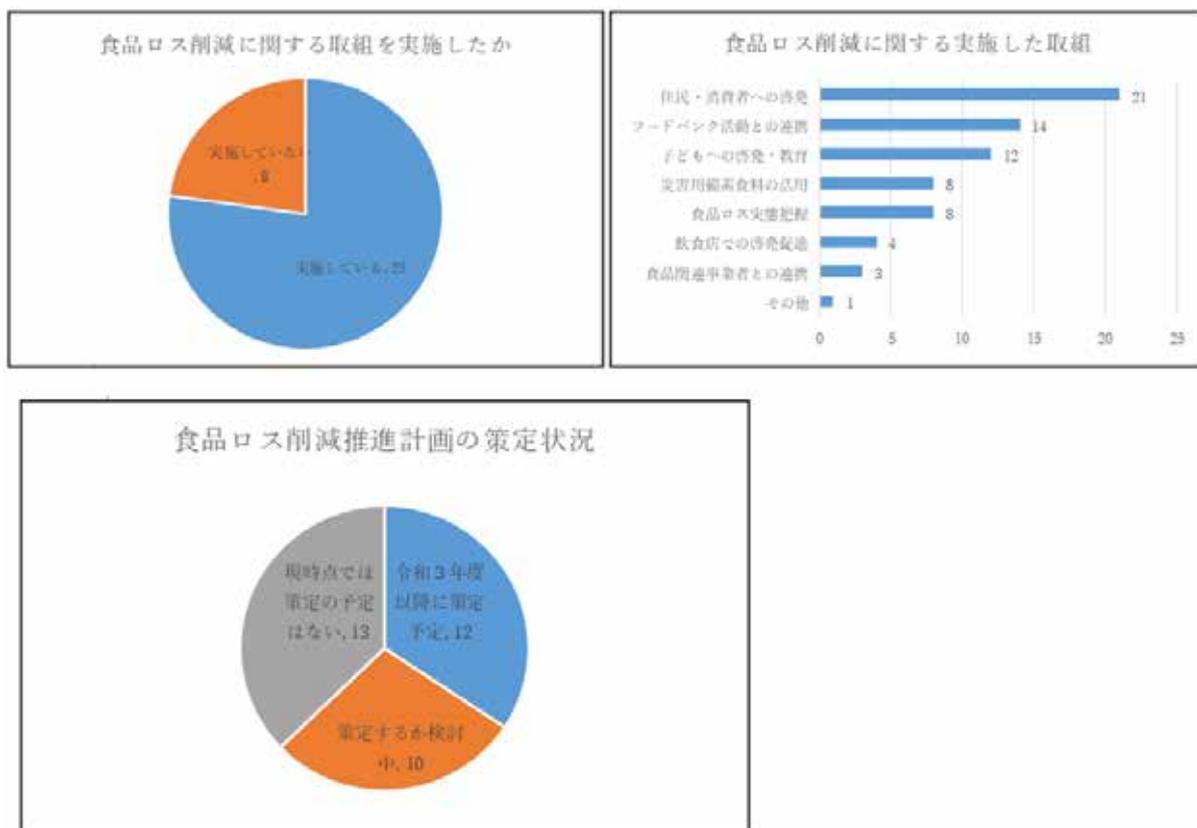


#### (イ) 市町の状況

令和3年2月に消費者庁が行った食品ロス削減の取組状況に係る調査に係る県内市町の令和2年度の取組内容の回答を集計しました。

食品ロス削減に関する取組を行った市町は、35市町中27市町(77%)となりました。取り組んでいる内容は、「住民・消費者への啓発」が21市町と最も多く、次いで「フードバンク活動との連携」が14市町となっています。

食品ロス削減推進計画の策定状況については、「令和3年度以降に策定予定」が12市町（34%）、「策定するか検討中」が10市町（29%）、「現時点では策定の予定はない」が13市町（37%）となっています。



(ウ) ふじのくに食べきりやったね!キャンペーン等の取組

県では、県民の食品ロスに関する意識の高揚を図り、食品廃棄物の削減を進めるため、外食店で適量を注文して残さず食べることを呼び掛ける「ふじのくに食べきりやったね!キャンペーン」や、家庭での「食べきり」や食材を「買いすぎない」「使いきる」ことを啓発する県民向けチャレンジ事業、小学生等を対象にした出前講座などに取り組んできました。このキャンペーンにおける外食協力店は、705店舗（2021年6月現在）となっています。

## コラム（案）

### 本県における食品ロス量について

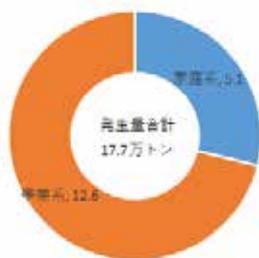
国の食品ロス量は、環境省が家庭系の推計を行い、農林水産省が事業系の推計を行っています。都道府県の食品ロス量については統一的な推計方法が確立されていませんが、国の食品ロス率等の推計方法を参考に、本県における食品ロス量を試算すると年間約18万トン（平成30年度）の食品ロスが発生していると考えられます。

この試算を基に、家庭系と事業系の食品ロス量の比率を国と本県で比較すると、平成30年度では、国の推計値では家庭系46%・事業系54%であるのに比べ、本県の試算値では家庭系29%・事業系71%となり、事業系の食品ロスがより多くを占めると考えられます。

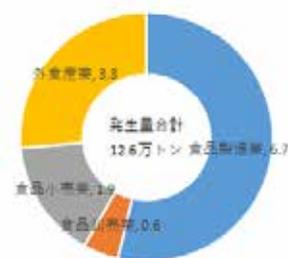
#### 本県の食品ロス量（試算）

（単位：千トン）					
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
家庭系	53	52	51	51	51
事業系	134	137	125	126	（未推計）
計	187	189	176	177	-

本県食品ロス量（平成30年度）試算



本県事業系試算（平成30年度）業種別内訳



### 第3章 計画の目標

第2章で述べた二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)やメタン(CH<sub>4</sub>)などの温室効果ガスは、廃棄物の焼却処分によっても発生するため、廃棄物の発生抑制(Reduce リデュース)、再使用(Reuse リユース)、再生利用(Recycle リサイクル)を進めることは、温室効果ガス排出量の削減につながります。

また、製造業が盛んである県内経済の持続的発展を図りつつ循環型社会の構築を目指すには、サーキュラーエコノミーを意識した取組が必要です。廃棄物の最初の出口にあたる廃棄物の排出量に着目するだけでなく、原材料が廃棄物にならないような端材の資源としての再利用、廃棄物になったものも資源として生まれ変わらせる再生利用にも着目し、信頼性の高い処理業者の充実や質の高いリサイクルにより、資源循環が高度化されるような社会を目指し、更なる資源の有効活用を促していくことが必要です。

本計画では、一般廃棄物については、県民一人ひとりが消費者として生活の中で、処理主体である市町や団体等と連携し、生活系ごみの3Rや適正処理を進めます。事業系の一般廃棄物については、排出事業者として事業活動の中で、それぞれの段階における創意工夫を行い、市町や団体等と連携して一層の循環型社会に向けた取組を進めていくこととします。また、産業廃棄物についても、排出事業者として、又は、処理業者として事業活動の中で、各主体あるいは各段階における創意工夫を行い、各団体や県などの行政機関と連携して一層の循環型社会に向けた取組を進めていくこととします。

**“捨てる”を減らそう。“活かす”を増やそう。**

**～ふじのくにのゼロエミッション～**

これを達成するために、一般廃棄物及び産業廃棄物に関する目標指標を次の1及び2のように設定します。

なお、目標指標には、補助的な視点から資源化(分別回収・直接資源化・中間処理後再生利用等)などの指標を取り入れることとします。

## 1 一般廃棄物の数値目標

区 分	令和元年度 (基準値)	令和8年度 (目標値)
1人1日当たりの排出量 (g/人日)	885	815 ( 8% )
1人1日当たりの最終処分量 (g/人日)	43	40 ( 8% )

なお、県民や事業者の排出状況が分かるよう管理指標を設けます。(排出量の削減率を元に算出)

区 分	令和元年度 (基準値)	令和8年度 (参考値)
1人1日当たりの生活系ごみの排出量 (g/人日)	625	575 ( 8% )
事業系ごみの総排出量 (千トン)	353	325 ( 8% )

### (1) 数値目標設定の考え方

#### ア 1人1日当たりの排出量 (g/人日)

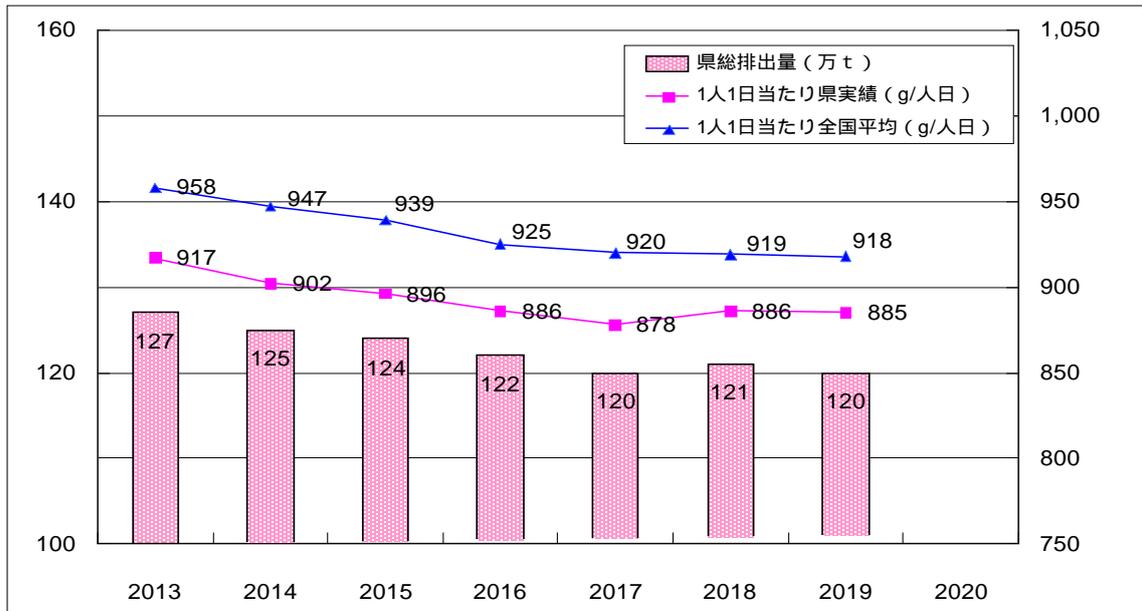
前述のとおり、総排出量、1人1日当たりの排出量とも平成15年度以降継続した減少は、このところ足踏みがみられ、下げ止まり感があります。

実績値がある令和元年度までの下げ止まりの状況については、これまでのトレンドとして捉えることができますが、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、外出自粛や感染予防対策など、これまでにない行動が求められ、人々の生活様式が大きく変化したことから、廃棄物の排出傾向についても大きく変化したものと考えられます。

新型コロナウイルス感染症拡大以降の大まかな傾向として、生活系ごみは増加し、事業系ごみは減少しているとみられますが、実績値に基づく分析ではありません。新型コロナウイルス感染症の収束の見通しは未だ不明であり、今後のごみの排出量の推移を予測することは困難です。

本計画では、廃棄物の削減を目指すに当たり、これまでの実績を踏まえて傾向を分析し、合理的に排出量を予測した上で目標を定め、排出抑制などの方策を検討すべきところですが、ごみの排出量の予測が困難な状況であることから、本指標の数値目標については、次のように考えることとします。

第3次計画の目標値であった815g/人日を、引き続き当面の目標とします。ただし、社会情勢等が安定し将来の予測が可能になった時点で目標数値を見直すこととします。



図表 22 一般廃棄物排出量（1人1日当たり）の推移

ア 1人1日当たりの最終処分量（g/人日）

サーキュラーエコノミーを意識した生活では、ごみを減らすことにとどまらず、たとえごみになったものでも、資源として利用できるものは繰り返し利用する、更なる循環活用の意識が重要です。

このため、家庭や事業所から廃棄物として排出されたものについて、最終処分までの中間処理過程で市町や処理業者がリサイクルを徹底し、最終処分量を可能な限り減らすことを目指し、最終処分量を指標とします。ただし、今後見込まれる人口減少によって排出量の自然減の影響を排除するため、1人1日当たりとします。

最終処分量はこのところ横ばいで推移していますが、今後の推移の正確な予測は困難であるため、前述の排出量の目標指標の削減率（8%）を元に算出することとし、社会情勢等が安定し将来の予測が可能になった時点で目標数値を見直すこととします。

(2) 国の指標との関係

ア 循環基本計画との比較

国の指標との比較は次のようになります。

区分		令和元年度 実績	令和7年度 国 目標	令和8年度 県 目標
1人1日当たりのごみ排出量(g/人日)	県	885	-	815
	国	918	850	-
1人1日当たりの生活系ごみ排出量(g/人日)	県	625	-	575
	国	638	-	-

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(g/人日)(参考)	県	525	-	-
	国	509	440	-
事業系ごみ排出量(百万トン)	県	353	-	353
	国	1,302	1,100	-

(注)「家庭系ごみ排出量」=「生活系ごみ排出量」-「集団回収量」-「資源ごみ」  
-「直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの」

### 【トピックス】(案) 一般廃棄物の処理経費

市町等は増加する処理経費の上昇を抑えるため、従来の直営から、委託や許可業者による処理へ切り替えるなど経費を圧縮する努力をしています。

<一般廃棄物の処理経費の推移> (単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人件費	9,043,057 (100)	8,814,459 (97)	8,319,331 (92)	8,172,205 (90)	8,043,892 (89)
収集運搬費	616,647 (100)	544,528 (88)	543,607 (88)	617,359 (100)	565,287 (92)
中間処理費	6,243,491 (100)	7,101,644 (114)	6,694,604 (107)	5,868,965 (94)	5,981,684 (96)
最終処分費	870,085 (100)	783,399 (90)	864,829 (99)	767,197 (88)	833,021 (96)
委託費	21,388,060 (100)	21,471,690 (100)	21,485,217 (100)	22,466,413 (105)	23,389,035 (109)
車両購入費 調査研究費	89,919 (100)	132,914 (148)	102,978 (115)	71,958 (80)	79,131 (88)
計	38,251,259 (100)	38,848,634 (102)	38,010,566 (99)	37,964,097 (99)	38,892,050 (102)
減価償却費	6,843,136 (100)	6,303,631 (92)	5,960,988 (87)	5,073,527 (74)	4,168,993 (61)
合計	45,094,395	45,152,265	43,971,554	43,037,624	43,061,043
人口	3,772,151	3,758,591	3,745,448	3,728,124	3,711,481
県民1人当たりの 処理単価(円)	11,955 (100)	12,013 (100)	11,740 (98)	11,544 (97)	11,602 (97)

・( )内数値は、平成27年度を100とした指数

・「人件費」：給与費、手当、賃金、福利費、報酬、退職給与金、研修費、報償費等職員に係る経費

・「収集運搬費」：収集運搬車の燃料費、修繕費、海上輸送等の収集運搬に係る人件費以外の経費

・「中間処理費」：処理施設の燃料費、修繕費、光熱水費、薬剤費等の維持管理費用等人件費以外の中間処理に係る経費

・「委託費」：施設運転の委託、収集運搬の委託等廃棄物処理に関して他市町、自市町が所属していない事務組合、民間業者に対して委託契約をし、これに基づいて支出した経費

・「減価償却費」：施設の耐用年数を10年とし、過去10年間の施設建設費(中間処理施設・最終処分場)の年平均として算出した経費

## 2 産業廃棄物の数値目標

区分	令和元年度 (基準値)	令和8年度 (目標値)
最終処分量(千トン)	229	229

### (1) 数値目標設定の考え方

#### ア 最終処分量(千トン)

3Rの推進状況を判別できるよう、最後まで廃棄物として扱われる量を示す最終処分量を目標指標とします。

最終処分量は、近年増加傾向にあり、今後数年は、インフラ整備や解体工事の増加等によりさらに増加する可能性があるため、削減の取組により、令和元年度実績の229千トンを維持することを目標としました。

#### <参考>

図表 25 業種別排出量 (単位:千 t/年)

区 分	実績 令和元年度	予測 令和8年度
製造業	4,203	4,203
建設業	2,937	3,032
電気・ガス・水道業	1,756	1,756
農業	779	705
その他	328	314
計	10,004	10,010

注：四捨五入のため、合計値が一致しない場合がある。

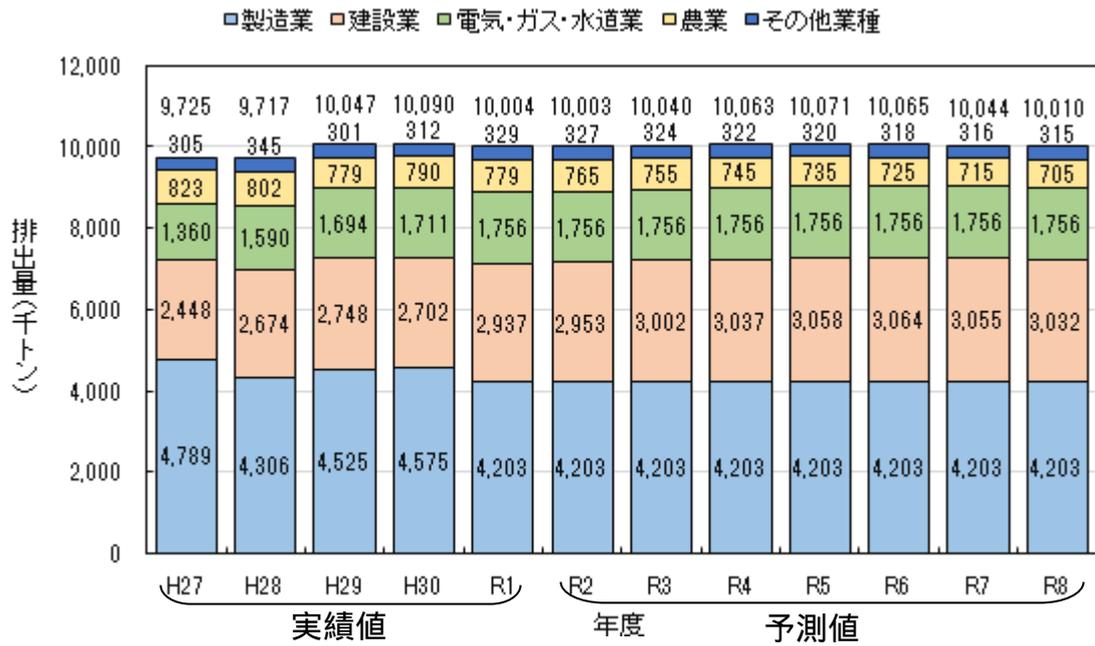
製造業は、これまでも排出量と経済指標の増減は一致しておらず、また、人口減少の影響を直接受けないものと考えられているため、令和8年度の排出量は令和元年度と同水準と予測しました。

建設業は、人口減少の影響を受け減少していくと考えられる一方で、今後数年間は、社会インフラ及び建物の老朽化に伴う維持管理及び解体工事が増加することも考えられます。そのため、過去5年間の多項式近似式により、令和8年度の排出量を予測しました。

電気・ガス・水道業は、下水道業(下水処理場)の排出量が約8割を占めていますが、汚泥の濃縮方法による影響を受けるため、下水道人口普及率と一致しない傾向があることから、現状を維持するものと予測しました。

農業は、排出量の減少が今後も続く見込みのため、過去5年間の回帰式により、令和8年度の排出量を予測しました。

「その他」の業種は、将来人口の減少率で排出量も推移すると予測しました。



図表 27 産業廃棄物の排出量の実績と見込み

排出量の将来予測を基に、再生利用量、減量化量、最終処分量について、令和元年度と同じ割合で処理されるものと仮定すると、令和8年度の最終処分量は231千tとなります。

将来予測に基づく最終処分率は2.3% (228千t(最終処分量)/10,010千t(排出量))となります。

図表 26 将来予測処理量 (単位:千t/年、%)

区分	実績	予測
	令和元年度	令和8年度
排出量	10,004	10,010
再生利用量	4,378	4,388
減量化量	5,397	5,392
最終処分量	229	231
最終処分率	2.3	2.3

注：四捨五入のため、排出量の合計が一致しない場合がある。

## (2) 国の指標との関係

### ア 循環基本計画及び廃棄物処理基本方針 との比較

循環基本計画及び廃棄物処理基本方針では、1,000 百万トンを目標としています。

第4次循環基本計画の指標は、廃棄物処理基本方針の指標に準じて設定されています。

国の指標と比較すると、下表のとおりです。

区分		実績（最新値）	目標値
最終処分量	県	令和元年度（基準値） 229 千トン	令和8年度 229 万トン
	国	平成30年度 913 百万トン	令和7年度 1,000 百万トン

## 3 食品ロスの数値目標

区分	2021 年度 （基準値）	2026 年度 （目標値）
ア 市町村食品ロス削減推進 計画を策定する市町数	0	35
イ 食品ロス削減のキャン ペーンの協力店舗数	705 （2021年6月）	新規協力 50 店舗

### (1) 数値目標設定の考え方

#### ア 食品ロス削減推進計画を策定する市町数

食品ロスの削減を推進していくためには、より生活に身近な自治体において、各地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要です。

また、食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等の観点から、重要な位置付けを有するものであることから、市町は積極的に食品ロス削減推進計画を策定することが望まれます。

市町が食品ロス削減の取組を行うための食品ロス削減推進法第13条の規定により市町は「市町村食品ロス削減推進計画」を策定するよう努めるものとされていることから、全市町が策定することを目標とします。

なお、「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する全国の自治体で構成される「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議

会」に、県内では 13 市町が参加しています。全国的な情報交換等に資することから、全市町に参加を呼び掛けていきます。

#### イ 食品ロス削減のキャンペーンの協力店舗数

県では、外食店で適量を注文して残さず食べることを呼び掛ける「ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン」を実施しており、外食店をはじめとする事業者にキャンペーンで協力いただくことは食品ロスの削減のために重要です。

過去の協力店舗数の伸びを参考に、現在の協力店舗数の約 7 % を新規に協力いただくことを目標とします。

### (2) 国の指標との関係

#### ア 国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」

国の食品ロス量は、2000 年度に 980 万トン、2018 年度に 600 万トンと推計されており、2030 年度には 489 万トン（2000 年度比半減、2018 年度比 18.5% 減）まで削減することを目標としています。

家庭系では、2000 年度に 433 万トン、2018 年度に 276 万トンと推計されており、2030 年度には 216 万トン（2000 年度比半減、2018 年度比 21.7% 減）まで削減することを目標としています。

そのうち事業系では、2000 年度に 547 万トン、2018 年度に 324 万トンと推計されており、2030 年度には 273 万トン（2000 年度比半減、2018 年度比 15.7% 減）まで削減することを目標としています。

区分	2000 年度 推計	2018 年度 推計	2030 年度 目標	2018 年度比 削減率（%）
国の食品ロス量 （万トン）	980 (433 / 547)	600 (276 / 324)	489 (216/273)	18.5 (21.7/15.7)

（県の食品ロス量の部分は削除）

（注）括弧内は、内訳を家庭系 / 事業系として記載。

都道府県の食品ロス量は、統一的な推計方法が確立していないため、数値目標は設定していません。

なお、国ではほかに、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を、2018 年度の 71% から 80% に引き上げる目標を掲げています。

## 第4章 施策の展開

“捨てる”を減らそう。“活かす”を増やそう。

～ふじのくにのゼロエミッション～

今を生きる私たちは、持続的発展ができる社会を、次世代につなげていくために、資源と環境を取り巻く課題に取り組む必要があります。

資源の消費は、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、自然破壊など様々な環境問題に密接に関係し、資源の持続可能な利用の確保が社会の大きな課題となっています。

これまで、循環基本法、資源有効利用促進法、個別リサイクル法、廃棄物処理法等が整備され、それらによる各種制度に基づき、県民の3R行動、行政や店頭等の分別回収拠点増加等、個人のライフスタイルが少しずつ変わる一方、製造業者による自主回収・リサイクルシステムの構築等、産業におけるリサイクルのあり方も変わってきました。その結果、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量は概ね減少傾向を維持してきましたが、省資源化の取組も変わってきています。

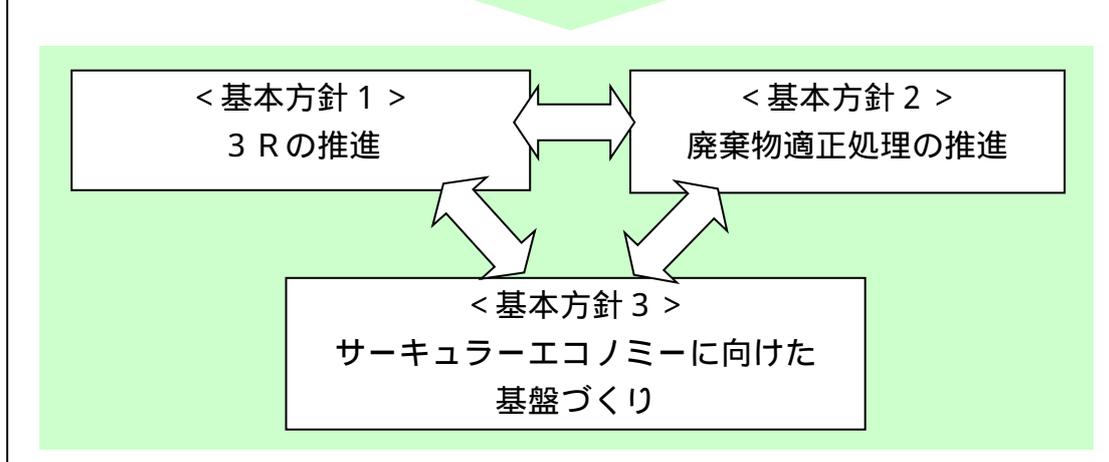
今後は、経済と環境が両立するよう、「サーキュラーエコノミー」の視点を取り入れ、一層の循環型社会に向けた取組を進める必要があります。「サーキュラーエコノミー」の実現に向けて、環境に配慮設計された製品やサービスが消費者に支持され、生産の好循環につながるよう、行政や生産・流通・回収・リサイクルなどの業界との連携だけでなく、県民の協力も得ながら推進していく必要があります。

また、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする行動科学の知見（ナッジ nudge：そっと後押しする）の活用により行動変容を促す工夫も必要です。

プラスチックごみ対策や食品ロス削減対策といった地球規模で解決すべき重要な課題に対しても、重点的に取り組んでいく必要があります。

“捨てる”を減らそう。“活かす”を増やそう。

～ふじのくにのゼロエミッション～



(参考) 循環基本法で定められた責務

国、地方公共団体、事業者及び国民は、それぞれの責務のもと、循環型社会の形成を推進します。

< 国の責務 >

- ・ 基本的・総合的な施策の策定・実施

< 地方公共団体の責務 >

- ・ 循環資源の循環的な利用及び処分のための措置の実施
- ・ 自然的社会的条件に応じた施策の策定・実施

< 事業者の責務 >

- ・ 循環資源を自らの責任で適正に処分（排出者責任）
- ・ 製品、容器等の設計の工夫、引取り、循環的な利用等（拡大生産者責任）等

< 国民の責務 >

- ・ 製品の長期利用
- ・ 再生品の使用
- ・ 分別回収への協力 等

## 各主体に期待される役割

区分	役割・取組等
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の「排出の抑制」「再生品の使用」「分別排出」について国や地方公共団体（県、市町）の施策に協力（廃棄物の減量化、適正な処理）</li> <li>・ 商品購入の際に環境配慮設計された商品やサービスを選択</li> <li>・ 生じた不用品をなるべく自ら処分する</li> <li>・ 一般廃棄物の排出のルールを守る（分別・回収方法、各種リサイクル法に基づく料金負担や引渡し）</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物又は事業系一般廃棄物）について、自らの責任で適正処理又は再生利用等の減量努力</li> <li>・ 国や地方公共団体（県、市町）の施策に協力（廃棄物の減量化、適正な処理）</li> <li>・ 製造・販売した商品の修繕・回収体制の整備（拡大製造者責任）</li> <li>・ 廃棄物処理業者、中間処理業者は、適正処理とともに分別の徹底、再資源化、エネルギー回収の努力</li> <li>・ プラスチックごみや食品ロスの削減のため施設の高度化等の努力</li> </ul>
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物の処理主体（固有事務）としての減量の取組</li> <li>・ 一般廃棄物処理計画の策定</li> <li>・ 住民の自主的な活動の促進</li> <li>・ 適正処理に必要な措置</li> <li>・ 処理事業の能率的な運営（職員の資質向上、施設の整備、作業方法の改善等）</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静岡県循環型社会形成計画の策定及び推進（循環型社会形成推進基本法に基づく国の基本計画及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理計画として策定）</li> <li>・ 市町（一般廃棄物）に対する必要な技術的援助</li> <li>・ 産業廃棄物の状況把握、適正な処理に必要な措置</li> </ul>
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 循環型社会形成推進基本法の制定及び同法に基づく基本計画の策定</li> <li>・ 各種リサイクル法の制定・改正</li> <li>・ 循環型社会形成推進基本法の制定及び同法に基づく基本計画の策定</li> <li>・ 廃棄物の排出抑制、適正な処理の確保</li> <li>・ 廃棄物の排出抑制及び適正処理に関する意識啓発（国民及び事業者）</li> </ul>

### 基本方針 1 3Rの推進

(1) 廃棄物の発生抑制	ア 衣・食・住で取り組む発生抑制 イ ごみ処理有料化の検討 ウ 排出事業者に対する廃棄物削減の取組の強化 エ 各種リサイクルの推進 オ リサイクル製品認定制度の普及推進
(2) プラスチックごみ対策の推進	ア 海洋プラスチックごみ防止の取組 イ プラスチック資源のリサイクルの徹底 ウ プラスチック代替素材への転換促進

### 基本方針 2 廃棄物適正処理の推進

(1) 事業者指導の強化と優良事業者の育成	ア 排出事業者処理責任の指導の徹底 イ 産業廃棄物処理施設・処理業者への指導の強化 ウ 優良基準適合産業廃棄物処理業者の拡大 エ 電子マニフェストの普及促進 オ 自動車リサイクル法に基づく監視・指導の実施 カ 建設工事におけるパトロール等監視・指導の実施 キ 事業者表彰の実施 ク 産業廃棄物の適正処理の推進 ケ PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正処理の推進 コ ICTを活用した早期発見・監視
(2) 不法投棄対策の推進	ア 早期発見・早期撤去の取組拡大 イ 啓発活動等の推進 ウ 監視の強化 エ 近隣県との緊密連携 オ ICTを活用した早期発見・監視(再掲)
(3) 災害廃棄物の適正処理の推進	ア 静岡県災害廃棄物処理計画の充実 イ 広域連携体制の構築 ウ ICTを活用した早期発見・監視(再掲)
(4) 廃棄物処理体制の充実	ア ごみ処理広域化、ごみ処理施設集約化の推進 イ 不用品回収業者対策の強化 ウ 海岸漂着物等対策の推進

### 基本方針 3 サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり

(1) 新たなプラスチック戦略の推進	ア プラスチック資源のリサイクルの徹底 イ プラスチック代替素材への転換促進
(2) 食品ロス対策の推進	ア 県民の意識啓発(キャンペーン等の実施) イ フードバンク等の取組への支援
(3) 環境ビジネスの振興支援	ア 静岡県環境ビジネス協議会への支援 イ リサイクル製品認定制度の普及推進
(4) 住民等への啓発、関係機関との連携強化	ア 環境教育の推進 イ 消費者教育等の推進 ウ 各種表彰制度の実施 エ 静岡県環境衛生自治推進協会連合会との連携 オ 関係機関との連携強化